

平成 25 年度定期監査(10)監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 25 年度定期監査(10)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 25 年 12 月 16 日から平成 26 年 1 月 10 日までの間において実日数 9 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 25 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 24 年度の事務事業等が法令等に基づき適正に行われているかを主眼に、経済性、効率性および有効性の観点からも適切に執行されているかを検証した。特に行政財産および物品の管理については、その有効性を重点的に検証した。また、業務委託・補助金等について、所管課の履行確認が適切に行われているかに十分に留意して監査した。

さらに、施設を管理する所管課等においては、施設管理マニュアル等に基づいた施設管理が行われているか、利用者への安全確保が図られているかに留意して監査した。

(3) 監査の視点

勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、旅費の支給手続は適正か、現金・郵券等の金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、補助金等の効果および履行確認は適正か、区民利用の情報システムに係る事業について、実績の確認や効果の検証は適正か、施設管理マニュアルに基づいた施設管理が行われているか、環境配慮への取組は積極的か、遊休物品・死蔵物品等はないかを主眼として監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

ア 業務委託や指定管理者制度の適用において、業務の運営や所管課等の指導監督が適切に行われているか。仕様書や協定書に業務内容が適切に記載され、その履行確認が適正に行われているか。職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているか。

イ 契約事務において、一般的な注意事項（複数社からの見積書徴取等）に加え、「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針（平成 22 年 1 月 27 日付け 21 練総経第 1029 号別添）」および「課長契約事務の適正な執行について（平成 24 年 6 月 26 日付け 24 練総

経第 261 号)」が遵守されているか。

ウ 行政財産および物品の管理が適正な事務処理のもとに行われているか、それらが有効に活用されているか。

また、以下を個別項目として監査を実施した。

ア〔環境部〕保護樹木等の調査および管理事業について

イ〔土木部〕公園改修事業について

(4) 監査対象部課等

ア 環境まちづくり事業本部環境部

- (ア) 経営課
- (イ) 環境課
- (ウ) みどり推進課
- (エ) 清掃リサイクル課
- (オ) 練馬清掃事務所
- (カ) 石神井清掃事務所

イ 環境まちづくり事業本部都市整備部

- (ア) 都市計画課
- (イ) 交通企画課
- (ウ) まちづくり推進調整課
- (エ) 東部地域まちづくり課
- (オ) 西部地域まちづくり課
- (カ) 大江戸線延伸推進課
- (キ) 住宅課
- (ク) 開発調整課
- (ケ) 建築課
- (コ) 建築審査課

ウ 環境まちづくり事業本部土木部

- (ア) 管理課
- (イ) 道路公園課（以下の施設を含む）
 - ・西部土木出張所、大泉学園町材料置場
 - ・東部公園管理事務所、春の風公園
- (ウ) 計画課
- (エ) 特定道路課
- (オ) 土支田中央区画整理課
- (カ) 土支田中央区画整理工事担当課
- (キ) 交通安全課

2 監査の結果

適正に行われていた。